

## 委託先機関の公募について（公告）

次のとおり受託者を公募します。

令和8年2月17日

香川県立高等技術学校長 高津 啓幸

### 1 公募に付する事項

#### （1）委託業務名

令和8年度高等技術学校高松校施設内訓練託児サービス業務

#### （2）委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

#### （3）委託業務の概要

高等技術学校高松校求職者向けコースの訓練生に対する託児サービスの提供

#### （4）業務委託の内容

別添仕様書のとおり。

### 2 応募資格

次の（1）から（6）に掲げる要件を満たす者であること。

#### （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

#### （2）香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者

#### （3）会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

①会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者

②民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

#### （4）香川県税に滞納のない者

#### （5）香川県内に本社（本店）又は支店、営業所等の活動拠点を有する者

#### （6）次のア～エの基準について、いずれにも該当する者

- ア 児童福祉法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に定める次のいずれかの施設において託児サービスを提供すること。
- (a) 保育所（保育所型認定こども園を含む）（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）を満たしているものであって、原則として保育所で行われる一時預かり事業に限る。）
- (b) 小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）を満たしているものであって、原則として小規模保育事業で行われる一時事業預かり事業に限る。）
- (c) 家庭的保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として家庭的保育事業で行われる一時預かり事業に限る。）
- (d) 幼保連携型認定こども園（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）を満たしているものであって、原則として幼保連携型認定こども園で行われる一時預かり事業に限る。）
- (e) 認可外保育施設（幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園を含む）（認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和6年3月29日付けこども家庭庁成育局長通知こ成保第206号）の認可外保育施設指導監督基準を満たしているものに限る。）
- (f) 一時預かり事業を行う施設（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に規定する基準を満たしているものに限る。）
- イ 託児サービスを提供する施設の所在地は香川県立高等技術学校高松校（香川県高松市郷東町587-1）から直線距離5km程度以内であること。
- ウ 託児中の事故等に備え、傷害保険、賠償責任保険等に加入すること。（保育を受ける児童および保育者の双方を対象としたもの）
- エ 児童福祉法等の関係法令および通知に準拠していること。

### 3 応募方法

本件に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、応募意思表明書（様式任意）を提出しなければならない。

#### （1）添付書類

香川県税納税証明書（提出年月日前3月以内の日付のものに限る）を添付すること。ただし、応募意思表明書の提出時点において競争入札参加資格者名簿に登録されている者は提出しなくてよい。

- 印鑑を持参し、県税事務所（自動車税課（高松市鬼無町）を除く。）、各県民センター又は中讃税務窓口センターで納税証明書の交付請求を行うこと。

- ・ 法人等で代表者印が持ち出せない場合には、納税証明書交付請求書の「請求者欄」に予め押印し、受任者の欄に受取者を記入・押印の上、受任者の印鑑を持参すること。この場合、請求者の確認のため、身分証明書などの提示を求めことがある。

※ 県税の納税証明書交付請求書等は以下からダウンロードすることができる。  
香川県ホームページ→県内・総合情報を見る→組織部署→税務課→県税のページ→申請用紙等  
<https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/shinsei.html>

※ 納税証明書の交付請求には手数料（1部につき400円の県証紙）が必要となる。  
県証紙の売りさばき所は以下のとおりであるので参照のこと。  
香川県ホームページ→県内・総合情報を見る→組織部署→出納局→香川県証紙→  
【香川県証紙売りさばき所一覧】をご覧ください。  
<https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/13520/urisabaki.pdf>

- (2) 提出期間 令和8年2月17日（火）から令和8年2月24日（火）まで  
(土・日曜日、祝日を除く)
- (3) 提出時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、午後0時10分から午後1時10分までの間を除く。
- (4) 提出場所 香川県立高等技術学校高松校
- (5) 提出方法 持参または郵送により提出するものとする（ただし、郵送の場合は提出期限内に必着となるように留意すること。）。

#### 4 契約の方法

- (1) 応募意思表明書を提出した者が1者 の場合は、単独随意契約の方法により契約を締結する。
- (2) 応募意思表明書を提出した者が2者以上ある場合は、指名競争入札又は競争見積りの方法により契約相手を選定した上、契約を締結する。

#### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否  
要します。

### (3) 電子契約の可否

可とします。

- ・電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。
- ・電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時又は見積書提出時に電子入札システム又は電子メールにより提出してください。
- ・電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

### (4) 公募の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は公募に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、公募を取り消し、又は延期することがある。この場合、公募の取消し又は延期による損害は、応募者の負担とする。

### (5) 現地調査

応募者は、応募意思表明書を提出後、香川県から現地調査を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 照会先

〒761-8031 高松市郷東町587-1

香川県立高等技術学校高松校 総務課：稻井（いない）

T E L : 087-881-3171

F A X : 087-881-6786